

【大学行政管理学会誌執筆要領】

(目的)

- 1 本要領は、「大学行政管理学会誌規程」第4条の執筆原稿の要件・形式および投稿に関する事項を定めるものである。

(投稿申込書の提出と原稿提出期限等の遵守)

- 2 大学行政管理学会誌に投稿しようとする会員等は、学会誌編集委員会（以下「委員会」という。）の指定する期限までに「投稿申込書」を提出し、「大学行政管理学会誌規程」、「大学行政管理学会誌執筆要領」および「大学行政管理学会誌査読に関する取扱」に則って原稿を作成し、指定された期限・宛先・方法を遵守して原稿を提出しなければならない。

(提出原稿の媒体)

- 3 提出する原稿は、紙媒体原稿3部（片面印刷）と同原稿の電子媒体（Microsoft Word形式等で適切なリムーバブルメディアに記録。以下同じ）とする。

(投稿原稿の本文)

- 4 投稿原稿の本文は、原則としてA4判縦長の横書きでMicrosoft Word等を使用して、1段24字×41行の2段組みにより7ページ以内で作成すること。ただし、委員会が特別の事由を認めたときにはこの限りではない。

上記のページ制限には、謝辞や付記、注、文献を含め、抄録等および表、図、写真等は含まない。なお、謝辞や付記を入れる場合は、本文の末尾に続けて1行空けて記すこと。

(表、図、写真)

- 5 表、図、写真は、そのまま製版できるように作成のうえ別添とし、本文中に挿入位置を指定すること。表、図、写真には、表1、図1、写真1のように通し番号を付すとともにタイトルを記し、必ず本文中で引用すること。表のタイトルは上部に左寄せで、図および写真のタイトルは下部に中央揃えで表示すること。また、表および図には出所（作成者）を明記すること。写真を掲載する場合は個人の肖像権、プライバシーに十分配慮し、個人が特定できる場合は本人の掲載許諾を得ること。

表、図、写真の幅は、原則として印刷仕上がりで1段分または2段分となるので、執筆者はそのどちらの幅を希望とするか、本文中に挿入位置を指定する際に併せて記載すること。

(注)

- 6 注は、本文の末尾（本文の末尾に謝辞や付記がある場合はその次）に続けて1行空けて一括して記載すること。注は、本文中での記述に対する補足、解説、参考事項等の説明が必要な場合に、本文中の内容との関係を考えて記載すること。

- イ 本文中の注は、当該箇所の右肩に 1)、2)のように記すこと。
- ロ 注は、あまり長くならないように留意すること。
- ハ 注において、表、図、写真を含むことは避けること。
- ニ 注における文献の書き方は、本文中と同様とする。

(文献の引用および表示)

- 7 文献は、本文中、注、表、図、写真等において使用したものについて、そのすべてを本文の末尾(注がある場合はその次)に続けて1行空けて一括して記載すること。

文献の引用は出典を必ず明記し、以下の事項を網羅して記載すること。また、引用部分があまり長くなるような書き方は避けて、引用部分と投稿内容のオリジナルな部分とが区別しにくい状況とならないように工夫すること。

- イ 文献の引用は、著者姓(発行年)を記述し、同じ著者で発行年が同じ場合には、発行年の後に a、b、c…のようにして区別すること。

(例) 鈴木(2015)によれば……

……(鈴木, 2015)と指摘されている。

……(鈴木, 2015; 佐藤, 2015)と呼ばれている。

鈴木(2015a,b)は……

……(鈴木, 2015a)という見方もある。

……(鈴木, 2014, 2015a,b)という例がある。

- ロ 出典の一部を引用する場合には、著者姓、発行年、ページ番号を記述すること。

(例) 鈴木(2015: pp.35-36)によれば……

……(鈴木, 2015: pp.35-36)という考えもある。

- ハ 共著の文献について、3名以上の場合は、筆頭著者姓ほか(発行年)と記述すること。

(例) 著者2名の場合

鈴木・佐藤(2015)によれば……

……(Suzuki and Sato, 2015)と指摘されている。

著者3名以上の場合

鈴木ほか(2015)によれば……

……(Suzuki et al. 2015)と指摘されている。

- ニ 文献の記載については、著者名(発行年): 論文タイトル(著書名)、学術雑誌名(出版社名)、ページ番号等の順序形式とし、具体的には以下のようにする。

a 雑誌論文の場合

著者名(発行年): 論文タイトル、学術雑誌名、巻(号)、ページ番号

(例) 鈴木一郎(2015): アドミニストレーター養成に関する分析、大学行政管理学会誌、18(3)、pp.1-10

Suzuki I (2015): Analysis of Training for Administrator, *Japan Journal of University Administrative Management*, 18(3), pp.1-10

b 書籍の場合

著者名（発行年）：『書籍名』、出版社名

（例）鈴木一郎（2015）：『アドミニストレーター養成』、大学行政管理学会

Suzuki I (2015) : *Training for Administrator*, Japan Association of University Administrative Management

c 編著・分担執筆の一部の場合

著者名（発行年）：分担執筆した部分のタイトル、編著者名『書籍名』、出版社名、分担執筆したページ番号

（例）佐藤花子（2015）：アドミニストレーターの必要性、鈴木一郎編『アドミニストレーター養成』、大学行政管理学会、pp.5-10

Sato H (2015) : the Necessity of Administrator, Suzuki I ed. *Training for Administrator*, JUAM, pp.5-10

d ホームページの場合

（例）大学行政管理学会（2015）：学会誌への投稿について、<http://juam.jp/wp/im/publish/submit/>、閲覧日 2015 年 12 月 25 日

ホ 文献は、日本語文献（著者 50 音順）、英語文献（著者アルファベット順）の順とし、同一著者によるものはそれぞれ発行年の順に並べて、同じ発表年のものが複数ある場合には、引用順に a、b、c・・・として並べること。

（抄録等の添付）

8 投稿原稿の本文のほか、標題、執筆者名・所属機関名、抄録、キーワードの順に、それぞれ日本語と英語で記載したものを別ファイルで作成して添付すること。

イ 標題は、本文内容を簡潔に表現するものとする。

ロ 執筆者が複数いる場合は、筆頭執筆者の執筆者名・所属機関名、第二執筆者の執筆者名・所属機関名、第三執筆者の執筆者名・所属機関名、・・・のようにして記載すること。また、英語の執筆者名は、姓を大文字とし、姓と名の間「,」を付すこと。

（例）鈴木一郎（JUAM 大学）、佐藤花子（JUAM 大学）、田中太郎（行政管理大学）
SUZUKI, Ichiro (JUAM University)、SATO, Hanako (JUAM University)、
TANAKA, Taro (University of Administrative Management)

ハ 抄録は、目的・方法・結論の各内容を含めて記載すること。また、日本語抄録は 500～600 字、英語抄録 (Abstract) は 200～300 語で作成すること。

ニ キーワードは、研究の目的、対象、方法などの内容を的確に示す語を 3～5 語で選定すること。なお、標題に含まれている語を選定しても構わない。また、英語キーワードは、日本語の後に括弧書きで記載すること。

（例）アドミニストレーター (Administrator)、養成 (Training)、大学 (University)

(執筆者表示の取扱)

9 複数(集団)が関わる掲載原稿の執筆者表示は次のとおりとする。

イ シンポジウム

主催者からの委嘱を受けて複数の者がディスカッションを行った記録原稿の執筆者表示は、シンポジスト全員(必要に応じて末尾に起稿した第三者名を文責表示する。)とする。ただし、このシンポジウム内容を対象とする論稿の場合は、その執筆者を執筆者とする。

ロ 研究グループ

グループ(団体)で行われている研究の報告であっても、執筆者のほか必要に応じた連名など当該原稿内容への貢献度を考慮して、適切な執筆者表示とする。また、研究活動の一部について特に敷衍し分析提言する場合についても、当該貢献度や適切なオーサーシップに基づいた執筆者表示とする。グループの研究内容を対象とし又は参照した論稿の場合、その執筆者は、必要に応じて当該グループでの合意に基づき、適切な執筆者表示とする。

(著者校正)

10 投稿原稿の査読が終了し、委員会が掲載を決定した後の初校は著者校正とし、原則として字句の修正以外は認めない。必要に応じ、再校、三校を行うことがある。

(投稿原稿および提出媒体の取扱い)

11 投稿原稿および提出された媒体は、原則として返却しない。

(抜き刷りの贈呈)

12 学会誌に掲載された論文等については、抜き刷り 20 部を執筆者(共同執筆者を含む。)に贈呈する。

(改 廢)

13 この要領の改廢は、委員会が行う。

附 則(広報委員会の組織改変に伴う全面改正)

本要領は、2008年9月8日から施行する。

附 則

本要領は、2010年1月27日から施行する。

附 則(大学行政管理学会誌規程の改正に伴う一部改正)

本要領は、2015年5月24日から施行する。